

2025年6月

受益者の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「ソフトバンクグループ&日本企業厳選債券ファンド2021-12」の投資信託約款変更に係る
書面決議結果のお知らせ

標記ファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2025年4月30日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款変更の議案に係る書面決議を2025年6月10日付で行いました。

その結果、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たため、本議案は可決されました。これにより、当ファンドは予定どおり2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせいたします。具体的な変更内容は、別紙の「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

以上

(別紙)

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

(変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日)

変更部分は、_____ (下線) で表示してあります。

新	旧
(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセット マネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、みずほ信託 銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (省 略) (信託事務等の諸費用) 第38条 (省 略) ② 前項に定める諸費用のほか、<u>信託財産の財務諸表 の監査に要する費用</u> (消費税等に相当する額を含み ます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁 します。 (削 除) (削 除) ③ 前項の諸費用は、第39条第2項に規定する信託報 酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するも のとします。	(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託) 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPayア セットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、みずほ 信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④ (同 左) (信託事務等の諸費用) 第38条 (同 左) ② 前項に定める諸費用のほか、<u>以下の諸費用</u> (消費 税等に相当する額を含みます。) は、受益者の負担と し、信託財産中から支弁することができます。 1. <u>有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価 証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印 刷および提出に係る費用</u> 2. <u>信託約款の作成、印刷および交付に係る費用</u> (こ れを監督官庁に提出する場合の提出費用も含み ます。) 3. <u>運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用</u> (これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含 みます。) 4. <u>この信託の受益者に対して行なう公告に係る費 用ならびに信託約款の変更または信託契約の解 約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付に係る費用</u> 5. <u>信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧 問に対する報酬および費用</u> ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財 産のために行ない、<u>支払金額の支弁を信託財産から 受けることができ、また、現に信託財産のために支 払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ 受領する金額に上限を付することができます。こ の場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、 かかる上限額を定期的に見直すことができます。</u> ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受 ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあ らかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額に かかわらず、合理的な見積率により計算した金額を 諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受ける こともできます。この場合、委託者は、かかる見積 率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、 かかる見積率を何時にても見直すことができるもの とします。 ⑤ 前項の場合において、<u>第2項に定める諸費用とし てみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗 じて得た額とし、第36条に規定する計算期間を通じ て毎日計上され、第39条第2項に規定する信託報酬 の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するもの</u>

新	旧
(信託契約の一部解約) 第44条 (省 略) ②～④ (省 略) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止 その他やむを得ない事情があるときは、第1項によ る一部解約請求の受付を中止することおよびすでに <u>受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができ</u> <u>ます。</u> ⑥ (省 略) (公告) 第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法によ り行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない 事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。	とします。 (信託契約の一部解約) 第44条 (同 左) ②～④ (同 左) ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止 その他やむを得ない事情があるときは、第1項によ る一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ (同 左) (公告) 第55条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法によ り行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公告アドレス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ② 前項の電子公告による公告をすることができない 事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、<u>官報</u>に掲載します。